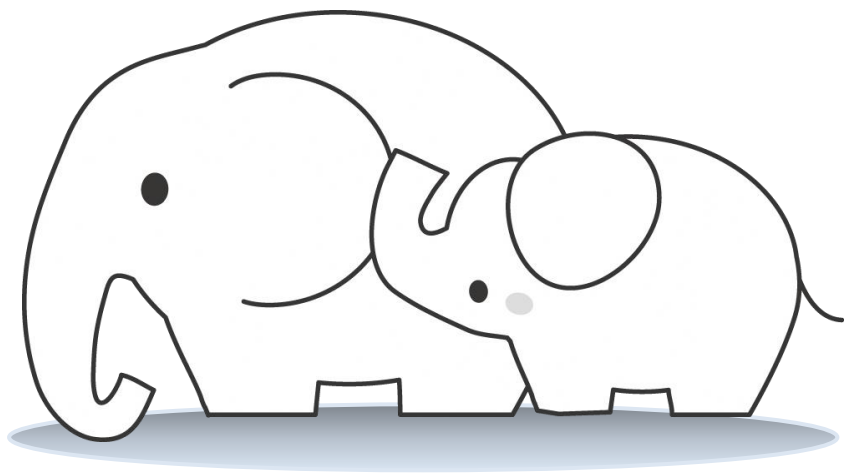


ひとり親家庭の 施策案内



☆内容等は変更することがあります。事前にご確認ください。

☆大阪府発行の「ひとり親家庭の皆さんへのお知らせ」「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のしおり」、茨木市発行の「子育てハンドブック」と併せて、ご覧ください。

【 目 次 】		ページ	母子	寡婦	父子
1	ひとり親家庭・寡婦とは	1	○	○	○
2	相談窓口等の支援				
	(1) ひとり親家庭相談	1,2	○	○	○
	(2) DV相談	2	○	○	○
	(3) ローズWAM	3	○	○	○
	(4) (社福) 大阪府母子寡婦福祉連合会	4	○	○	○
	(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業	4	○	○	○
	(6) ひとり親家庭情報交換事業	5	○	○	○
	(7) 茨木市社会福祉協議会	5	○	○	○
	(8) 教育に関する相談	6	○	○	○
	(9) 子ども・若者サポート事業	6	○	○	○
	ユースプラザ	7	○	○	○
3	離婚届提出時に伴う手続き				
	(1) 離婚届	8,9	○		○
	(2) 子の戸籍の異動	9	○		○
	(3) 住所変更	10	○	○	○
	(4) 国民健康保険への加入	10	○	○	○
	(5) 国民年金の切り替え	11	○	○	○
	(6) 転校の手続き	11	○		○
	(7) 公正証書・公証役場	11	○	○	○
	(8) 養育費・面会交流の相談	12,13	○		○
4	経済的支援				
	(1) 児童手当	14	○		○
	(2) 児童扶養手当	15	○		○
	(3) 特別児童扶養手当	16	○		○
	(4) 生活保護制度	17	○	○	○
	(5) 生活困窮者への支援制度	17	○	○	○
	(6) 学習・生活支援事業	17	○		○
	(7) 茨木市奨学金制度	18	○		○
	(8) 就学援助制度	19	○		○
	(9) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度	20	○	○	○
	(10) 大阪府生活福祉資金	20	○	○	○
	(11) 他の奨学金貸付制度、減免制度	20,21	○		○
	奨学金活用のご相談	22	○	○	○
5	医療費助成	23	○		○
6	年金				
	(1) 被保険者の届出	24	○	○	○
	(2) 3つの基礎年金(老齢基礎年金、遺族基礎年金、障害基礎年金)	24,25	○	○	○
7	就労支援				
	(1) 自立支援教育訓練給付金事業	26	○		○
	(2) 高等職業訓練促進給付金等事業	27	○		○
	(3) 就業支援講習会	28	○	○	○
	(4) ひとり親自立支援プログラム策定事業	29	○	○	○
	(5) 児童扶養手当就労自立促進事業	29	○	○	○
8	住宅・施設				
	(1) 市営住宅入居者の募集	30	○	○	○
	(2) 府営住宅入居者の募集	30	○	○	○
	(3) ひとり親家庭住宅支援資金	31	○		○
	(4) 住宅確保給付金	31	○	○	○
	(5) 母子生活支援施設	32	○		
	(6) あんしん賃貸検索システム	32	○	○	○
	(7) ビレッジハウス	32	○	○	○
9	その他の制度				
	(1) JR通勤定期乗車券の特別割引制度	33	○		○
	(2) 日本万国博覧会記念公園内施設利用料の特別割引制度	33	○		○
	(3) 養育費確保等支援事業補助金	34	○		○
	(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業	34	○		○
	(5) ファミリー・サポート・センター事業利用助成について	35	○		○
	(6) たばこ小売店の開業についての配慮	35	○	○	
	(7) 預金金利非課税制度、福祉定期預金制度	35	○	○	○
	(8) ひとり親控除・寡婦控除	36	○	○	○
10	市民相談	37,38,39			

1 ひとり親家庭・寡婦とは

ここに記載している母子家庭、父子家庭及び寡婦とは、母子及び父子並びに寡婦福祉法第6条に規定する（死別、離婚、配偶者の生死不明、配偶者からの遺棄等、又は婚姻によらないで母になった等）母子家庭の母または父子家庭の父及び寡婦のことであり、20歳未満の児童を扶養している家庭をひとり親家庭といいます。

- * 配偶者とは婚姻関係にある夫婦の一方のことで、夫にとっては妻、妻にとっては夫をさします。
- * 「配偶者」には内縁関係の夫または妻を含み、「婚姻」には内縁関係を含みます。
- * 寡婦とは、配偶者のない女子であって、かつて配偶者のない女子として20歳未満の児童を扶養していたことのある方

2 相談窓口

(1) ひとり親家庭相談

◎ひとり親自立支援員（母子・父子家庭相談、離婚前相談可）

茨木市では、ひとり親自立支援員が、ひとり親になった不安、住まいのこと、生活のこと、仕事のこと、子育てのことなど生活全般の相談や、子どもの進学の学費が足りないなどお金が必要などきの母子・父子・寡婦福祉資金貸付相談、また、この先、離婚を考えていて、これからの生活が心配であるなど離婚前相談などを受け付けています。



問合せ先	日時	電話番号
こども政策課 南館3階19番窓口	月～金曜日 (祝日除く) 9:00～17:00 (予約優先)	☎072-620-1625

◎ひとり親のための法律相談：毎月第4火曜日

離婚前の相談や、ひとり親家庭等が抱える様々な法律問題（子育て、生活、就業、DV、養育費の確保、親権、慰謝料、財産分与のことなど）や残業代や給与等の未払いなどの労働問題について、ひとり親家庭等の問題に精通する弁護士へ法律相談ができます。

当月の1日から前日までに、こども政策課にて予約
いずれかの方法でお申し込みください。

■電話：072-620-1625（土日祝を除く、8：45～17：15）

■e-mail：kodomoseisaku@city.ibaraki.lg.jp

※予約優先となりますが、空きがあれば当日受付もできます。

◎大阪府母子父子福祉推進委員

母子・父子・寡婦福祉に関する協力者として大阪府母子父子福祉推進委員が、気軽に悩みごとの相談に応じます。母子父子福祉推進委員については、こども政策課へお尋ねください。

◎ひとり親家庭土日夜間電話相談

ひとり親家庭の子どもの養育に関する相談や健康管理の相談、その他生活全般のさまざまな相談に電話で応じています。（大阪府委託）

問合せ先	日時	電話番号
社会福祉法人 八尾隣保館	土・日・祝日：10:00～17:00 18:00～23:00 月～金曜日：18:00～23:00 年末年始（12/29～1/3）を除く	☎072-923-4152

(2) DV相談

配偶者・恋人などからの暴力に関する相談をお受けします。暴力をふるわれて当然ということは決してありません。あなたが悪いものではありません。ひとりで悩まず、まずはご相談ください。秘密は守られます。相談は無料です。専門の相談員と一緒に考えていきます。

問合せ先	日時	電話番号
配偶者暴力相談 支援センター	月～土曜日：9:00～17:00 （祝日・年末年始を除く）	☎072-622-5757

(3) ローズWAM

<p>概要</p>	<p>女性と男性があらゆる分野でともに参画し、協力しながら社会の対等な構成員として活躍するための拠点施設です。</p> <p>情報の収集・提供、各種講座・研修の開催や女性問題等に関わる相談業務等をとおして広く市民の皆様の暮らしをサポートしています。</p> <p>館内のホール・会議室等の諸施設は、市の事業で使用していない時は、一般にも貸し出し、広く市民の皆様の自主活動も支援しています。</p>
<p>女性相談</p>	<p>家族・自分のことなど、女性をとりまく様々な悩みに関する相談をお受けします。お気軽に相談ください。</p> <p>電話相談 【☎072-621-0892】</p> <p>※月～土曜日（火曜日・祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00</p> <p>面接相談（要予約・随時） 【☎072-620-9920】</p> <p>※月～土曜日（火曜日・祝日・年末年始を除く） 10：00～16：00</p>
<p>男性相談</p>	<p>夫婦・家族・恋愛・仕事・健康・人間関係…男性を取り巻く様々な問題について電話で相談をお受けします。</p> <p>電話相談 【☎072-620-9920】</p> <p>※毎月第3・4水曜日（祝日・年末年始を除く） 18：30～21：30</p>
<p>女性法律相談</p>	<p>離婚・家族関係・金銭問題・近隣とのトラブル等法律上の悩みに関する相談に応じます。</p> <p>※毎月第3木・土曜日（祝日・年末年始を除く） 9：30～12：30（予約制）</p>
<p>女性のはたらき方相談</p>	<p>今働いている人も、これから働く人も、お仕事に関する悩み事をご相談ください。</p> <p>※開催日 偶数月：第2金曜日 奇数月：第2土曜日 9：30～12：30（予約制）</p>
<p>問合せ先</p>	<p>男女共生センターローズWAM【☎072-620-9920】</p>


(4) 社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会
(大阪府立母子・父子福祉センター)

概要	府内にお住まいの母子家庭の母、父子家庭の父、離婚前の方や寡婦の方、別居している親などを対象に、様々な各種相談支援を無料で実施しています。面談相談の場合は予約が必要、また無料保育サービスを利用いただけます。
生活相談	電話や面談による生活相談を行っています。ホームページからメールでも相談できます。離婚を考えている方の相談にも応じます。*月～土曜日 10:00～16:00 (Zoom 相談可)
法律相談	弁護士による専門的な相談に応じます。離婚、養育に関する相談など、様々な相談に応じます。相談(電話でのご相談も可)は全て予約制となります。(来館 30分、電話 15分) *原則毎月第2土曜日と奇数月第4木曜日 13:00～15:00
面会交流相談・ 養育費相談	相談内容により、さらに専門的な相談を希望される場合は、法律相談や関係機関につながります。面談相談の場合は予約が必要です。*月～土曜日 10:00～15:00 (Zoom 相談可)
就業相談	専門の相談員が就業による自立をサポートします。初めてお仕事される方やキャリアアップをお考えの方もお気軽にご相談ください。就業相談から情報提供、職業紹介まで一貫した就業支援を行います。ハローワークなど求人情報も提供させていただきます。また、無料でスーツを貸し出していますので面接時などにご利用ください。 *月～土曜日 10:00～16:00 (Zoom 相談可)
問合せ先	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 【☎06-6748-0263】

(5) ひとり親家庭等日常生活支援事業

事業概要	ひとり親家庭等の方で自立のために必要な就学・就職活動等の事由または疾病等により、一時的に援助が必要な世帯に家庭生活支援員を派遣します。(所得により費用負担有り) ご利用には事前の登録が必要です。
問合せ先	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 【☎06-6748-0263】

(6) ひとり親家庭情報交換事業

事業概要	<p>市内在住のひとり親家庭の親子が集い、日常の仕事や子育てのストレス解消、子どもたちの健やかな成長を願い、相互の交流と情報交換を行う場として「ひとり親家庭交流会」を年6回程度開催しています。</p> <p>日程・参加方法等は広報「いばらき」をご覧くださいか、下記まで、お問い合わせください。</p>
問合せ先	<p>茨木市母子福祉会【☎090-6327-1079】 http://ibarakiboshi.web.fc2.com/index.html</p> 

(7) 茨木市社会福祉協議会

事業概要	<p>主な事業として、地区福祉委員会活動の支援、ボランティアセンターの運営、ベビーカーや車イス等の貸し出し、福祉車両での移送サービス、福祉教育、共同募金事業、ケアプラン作成、日常生活自立支援事業、当事者組織支援事業（老人介護家族の会、発達障がいの子どもの将来を描く親の会）などの各種事業を進めています。</p> <p>【主な事業活動】</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆地区福祉委員会活動支援 <ul style="list-style-type: none"> ・ぷらっとホーム事業・子育てサロン事業・地域健康づくり事業・高齢者地域見守り事業 など ・茨木市地区保健福祉センターと連携した地域づくり ◆ボランティアセンター事業 <ul style="list-style-type: none"> 育児のちょっとしたお手伝い・子どもの送迎支援・誰でも立ち寄れる「ボラ♡かふえ」の運営 など ◆生活福祉資金貸付業務 <ul style="list-style-type: none"> 福祉資金（療養費、教育支援費等）・総合支援資金・緊急小口資金 他 ◆相談業務（各種福祉の相談） <ul style="list-style-type: none"> 相談日：平日 月～金 8：45～17：15
問合せ先	<p>茨木市社会福祉協議会【☎072-627-0033】 茨木市福祉文化会館 4階</p>

(8) 教育に関する相談

内容	不登校、いじめ、情緒不安、発達、構音障害、ことばの遅れなど教育に関する悩みの相談
心理相談	相談日時：月～金曜日までの9:00～19:00 対 象：茨木市内在住小中学校の児童・生徒及び保護者 教育センター【☎072-622-4407】*予約制
発達相談	相談日時：月～金曜日までの9:00～19:00 対 象：茨木市内在住小中学校の児童・生徒及び保護者 教育センター【☎072-622-4407】*予約制
ことばの教室	相談日時：月～金曜日までの9:00～19:00 対 象：茨木市内在住の幼児（就学前） 教育センター【☎072-622-4407】*予約制
電話教育相談	相談日時：月～金曜日までの8:45～17:00 対 象：茨木市内在住の児童・生徒及び家族 教育センター【☎072-625-7830】
「いじめ」ホッと電話相談	相談日時：月～金曜日までの9:00～17:00 対 象：茨木市内在住の児童・生徒及び家族 教育センター（小・中学生対象） 【☎0120-147-970（フリーダイヤル）】 教育センター（保護者対象）【☎072-627-5511】
不登校児童 生徒支援室 「ふれあいルーム」	相談日時：月～金曜日までの8:45～17:00 対 象：茨木市内在住の不登校児童・生徒の保護者 教育センター【☎072-626-4400】

(9) 子ども・若者自立サポート事業

事業概要	ひきこもり、ニート、不登校をはじめとした生きづらさを抱えた子ども・若者本人や家族の相談、居場所支援、訪問支援、同行支援を行っています。（要予約・無料） 火・日・祝日は休所、受付時間 10:00～18:00 詳細は市HPまたは、こども政策課【☎072-620-1625】
問合せ先	市子ども・若者自立支援センター「くろす」 茨木市片桐町4-7 【☎072-646-5526】

ユースプラザを市内5か所で開設しています

おおむね中学生から39歳までの子ども・若者が、社会経験・自主学習・交流・相談もできる、ほっと一息つくことができる場所です。

保護者相談やセミナー、交流会も実施しています。

各ユースプラザの開所時間、イベント等は市ホームページ参照



- ユースプラザEAST 「ちょい(choi)」
総持寺いのち・愛・ゆめセンター別館
茨木市総持寺二丁目5-36
☎072-628-6993
- ユースプラザWEST 「いばらきLOBBY(ロビー)」
豊川いのち・愛・ゆめセンター分館
茨木市豊川五丁目10-28
☎080-9607-5051、080-4973-3681
- ユースプラザSOUTH 「ベンポスタ・ぱーちスペース」
沢良宜いのち・愛・ゆめセンター分館
茨木市沢良宜浜三丁目11-13
☎072-655-3761
- ユースプラザNORTH 「プラザ・あい」
府営茨木安威住宅B-5棟103号室とB-22棟集会所
茨木市南安威二
☎072-655-1821
- ユースプラザCENTER 「エント」
男女共生センターローズWAM 茨木市元町47
上中条青少年センター 茨木市上中条二丁目11-22
☎080-1521-4624

問い合わせ先：こども政策課【☎072-620-1625】

3 離婚届提出時に伴う手続き

(1) 離婚届

婚姻関係を解消させる行為であり、離婚届が受理されると民法上の夫婦という法律効果が解消します。

届出人	協議離婚の場合は、夫・妻（届出人2名と証人2名の署名が必要） 裁判離婚の場合は、調停若しくは審判の申立人または訴えの提起者（届出人1名の署名が必要）
必要書類	離婚届書1通、戸籍謄本（届出先が本籍地の場合は不要） 裁判離婚の場合は、調停調書の謄本、和解調書の謄本、認諾調書の謄本または審判書若しくは判決の謄本と確定証明書が必要です。
届出期間	協議離婚の場合は、届出期間の定めはありませんが、戸籍の届出受理により離婚の効果が発生します。 裁判離婚の場合は、調停・和解の成立、請求の認諾または審判・判決の確定の日から10日以内。
届出先	届出人の所在地または本籍地の市町村役場 茨木市の場合は、市役所市民課3番窓口
業務時間	月曜日～金曜日 8:45～17:15（祝日および年末年始を除く） ※上記以外の時間は、市役所地下1階守衛室で随時お預かりしています。その場合、届出書類に不備があれば業務時間内にご来庁いただき修正等をお願いすることがあります。なお、転入・転出（転出は郵送でも可）・転居等の住民異動届は、業務時間内に届出が必要です。
本人確認	マイナンバーカードや運転免許証などの来庁者の本人確認書類をお持ちください。本人確認ができなかった場合、第三者（使者）による届出の場合、業務時間外の守衛室での届出の場合は、後日、届出があったことを本人に郵便でお知らせします。

◎協議離婚以外の離婚届

話し合いによる離婚届ができない場合は、家庭裁判所へ調停離婚の申し立てなどをする方法があります。

◎その他の留意事項

1. 婚姻により氏を改めた妻または夫は、婚姻前の氏に戻ります。
2. 離婚後も婚姻中の氏を名乗る場合は、別の届出（「離婚の際に称していた氏を称する届出」）が必要です。離婚届と同時に出すことで、離婚後も婚姻中の氏を名乗ることができます。
3. 婚姻前の氏に戻った妻または夫は、離婚日から三か月以内であれば、届出（「離婚の際に称していた氏を称する届出」）によって婚姻中の氏を名乗ることができます。
4. 夫婦に未成年の子どもがいる場合は、夫か妻のいずれかを子どもの親権者に決めて届出てください。
5. 夫婦に未成年の子どもがいる場合は、離婚届を出す前に、子どもの利益を最優先に考えて、子どもの親権、養育費の分担や面会交流等についての取り決めをしておきましょう。話し合いが成立すれば、協議離婚届を提出してください。

(2) 子の戸籍異動

父母の離婚届では子の戸籍に変動はありません。子どもの戸籍をもう一方の戸籍に異動させたいときは家庭裁判所の許可等が必要となります。

家庭裁判所が審理の上、相当と認めるときは許可の審判書謄本が住所宛に送付されますので、審判書謄本と子どもの入っている戸籍謄本及び子どもが入籍しようとする戸籍謄本（届出先が本籍地の場合は不要）を添えて市民課に入籍届を提出してください。

◎家庭裁判所への申立て

【申立てする人】

- ・子どもが満 15 歳以上⇒子ども本人
- ・子どもが満 15 歳未満⇒法定代理人（親権者等）

【申立て先は、子どもの住所地管轄の家庭裁判所】

- ・茨木市の場合は大阪家庭裁判所

【必要なもの】

収入印紙（800 円×子どもの人数）、郵便切手、現在子どもの入っている戸籍謄本、子どもが入籍しようとする親の戸籍謄本。

【問い合わせ】

審理のために必要な場合は追加書類の提出を求められることがあります。詳しくは申立する家庭裁判所にお問い合わせください。

☺入籍届

【届出人】

子どもが満 15 歳以上の場合は本人、満 15 歳未満の場合は親権者（子ども一人につき 1 枚）の届書が必要です。

【必要なもの】

家庭裁判所が発行した許可の審判謄本、市外本籍人は戸籍謄本が必要です。

【大阪家庭裁判所の所在地】

〒540-0008

大阪市中央区大手前四丁目 1 番 1 3 号

大阪家庭裁判所 家事申立受付

☎06-6943-5321 内線 2 4 7 1 番まで

□交通手段□

地下鉄 谷町線「谷町四丁目」下車 2 番出口

（大阪城公園に向かう方向 改札口から徒歩 5 分程度）

（3）住所変更

離婚届は戸籍の届出であり、住所は別途住所変更の届を提出するまで変わりません。住所が変わったときは、14 日以内に住民異動届を提出してください。

●問合せ先● 市民課 【☎072-620-1621】

（4）国民健康保険への加入

残された家族が、亡くなられた方の勤務先の健康保険の被扶養者であった場合、国民健康保険への加入が必要です。離婚により被扶養者の資格を喪失した場合も同様です。

手続きが遅れると健康保険の資格喪失日まで最長 2 年間さかのぼり、保険料を納めていただくこととなりますので、お早めに手続きを行ってください。

●問合せ先● 保険年金課 【☎072-620-1631】

(5) 国民年金の切り替え

国民年金の第3号被保険者（厚生年金や共済組合の加入者に扶養されている配偶者で20歳以上60歳未満の人）であった人が、離婚または配偶者の死亡により、配偶者の扶養からはずれた場合、国民年金の第1号被保険者（20歳以上60歳未満の人で自営業者、無職の人など）への切り替え手続きが必要です。

第1号被保険者になると、国民年金の保険料を個人ごとに支払うことになっていきます。

●問合せ先● 保険年金課年金係 【☎072-620-1632】

(6) 転校の手続き

転校することが決まった時点で、現在お通いの小・中学校に申し出て下さい。また、転校先の学校にも連絡してください。その後、現在お通いの小・中学校から在籍証明書と教科用図書給与証明書を受け取り、転校先の学校に提出してください。

●問合せ先● 学務課 【☎072-620-1684】



(7) 公正証書・公証役場

公正証書とは、国が定める公証人（裁判官、検察官・法務局長などを長年務めた人から法務大臣に任命された法律専門家）が作成する公文書です。

離婚に伴う慰謝料や養育費などの取り決めを行う際に公正証書を作成し、「強制執行ができる旨の条項」を入れておくと、約束が守れないときに裁判手続きを経ずに給料や財産を差し押さえ（強制執行）できるので、履行が求めやすくなります。

協議離婚の話し合いがついたときは、できれば離婚届提出の前に公正証書を作成しておきましょう。離婚届提出後でも、なるべく早く公正証書を作成しておくのが賢明です。

【お近くの公証役場】

高槻公証役場

〒569-1123

大阪府高槻市芥川町1丁目15番18号 ミドリ芥川ビル2階

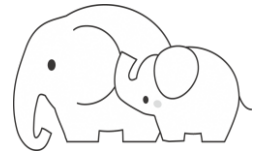
☎ 072-681-8500 FAX 072-681-2252

(8) 養育費・面会交流の相談

離婚の話し合いを行うときに、未成年の子どもがいる場合は、親権者、養育費、面会交流などについて取り決めておくことが大切です。

養育費相談支援センターでは、子どもの養育費、面会交流について、養育費の取り決め方や養育費の算定の仕方、いつからいつまでもらえるのか、養育費が支払われない時、再婚した時、子どもの面会交流について等の相談に応じています。詳しくは、養育費相談支援センターにお問合せください。

養育費とは・・・？



子どもが、経済的・社会的に自立するまでに要する衣食住に必要な経費や教育費、医療費などです。親の養育費支払義務は、親の生活力に余力がなくても自分と同じ水準の生活を保障するという強い義務（生活保持義務）であるとされています。

【養育費の取り決め方法】

離婚する際に取り決めることができなかった場合、子どもを看護養育している親は、離婚後、子どもが経済的・社会的に自立するまでは、子どもとは離れてくらしている親に対していつでも養育費を請求することができます。

父母の話し合いで決めることができない場合は、家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

【金額の決め方】

養育費の標準的な金額については、裁判官等の研究によって作成された「養育費の算定表」が参考になります。ご覧になりたい場合は、ひとり親自立支援員へお申出ください。また、この「算定表」は裁判所や養育費相談支援センターのホームページ等で見ることができます。

面会交流とは・・・？

子どもと離れて暮らしているお父さんやお母さんが子どもと定期的または継続的に会って話をしたり一緒に遊んだりして交流することです。たとえ、両親が離婚しても、こどもは父母のどちらからも愛されていると実感できることによって深い安心感と自尊心を育むことができます。

【面会交流の方法】

父母が話し合っただけ決めた場所にこどもが出かける（連れて行く）方法、別居親が向かえに来る（訪問する）方法、宿泊を伴う方法などがあります。いずれの場合も、子どもの年齢、健康状態、生活状況等を考慮して無理のないように決めることが大切です。

【取り決めの方法】

面会交流を行う際に取り決めておく必要があるのは、面会の時期、方法、親同士が守らなければならないルールなどです。また、送り迎えについて、誰が、どこで、どのようにするかについても、できるだけ具体的に決めておいたほうがよいでしょう。取り決め内容は、父母が話し合っただけ決めるのが一番ですが、それができない場合は家庭裁判所に調停を申し立てることができます。

養育費等相談支援センター

【電話相談】

平日（水曜日を除く） 午前 10 時から午後 8 時

水曜日 正午から午後 10 時

土曜日と祝日 午前 10 時から午後 6 時

電話：03-3980-4108

フリーダイヤル：0120-965-419（携帯電話は使えません）

【メール相談】

✉ info@youikuhi.or.jp（随時）

迷惑メール拒否設定をされている方は、【ドメイン指定受信】に【youikuhi.or.jp】を追加送信してください。

4 経済的支援

(1) 児童手当

<p>制度概要</p>	<p>中学校終了までの児童（15歳到達後、最初の3月31日までの児童）1人につき月額5千円～1万5千円を支給します。</p> <p>【手当月額】 ・請求者（受給者）の所得額により、手当額が異なります。</p> <table border="1" data-bbox="236 363 1022 624"> <thead> <tr> <th>対象となる児童</th> <th>所得制限限度額未満 (児童手当)</th> <th>所得制限限度額以上 (特例給付)</th> <th>所得上限限度額以上</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>3歳未満児童 一人につき</td> <td>15,000円</td> <td rowspan="4">5,000円</td> <td rowspan="4">0円 (令和4年6月から)</td> </tr> <tr> <td>第3歳から小学生までの 第1子、第2子</td> <td>10,000円</td> </tr> <tr> <td>3歳から小学生までの 第3子以降</td> <td>15,000円</td> </tr> <tr> <td>中学生</td> <td>10,000円</td> </tr> </tbody> </table> <p>なお、所得上限限度額を超えている受給者には、支給されません。 * 18歳到達後、最初の3月31日までの児童のうち年長の児童から順に第1子、第2子、第3子とします。</p>	対象となる児童	所得制限限度額未満 (児童手当)	所得制限限度額以上 (特例給付)	所得上限限度額以上	3歳未満児童 一人につき	15,000円	5,000円	0円 (令和4年6月から)	第3歳から小学生までの 第1子、第2子	10,000円	3歳から小学生までの 第3子以降	15,000円	中学生	10,000円
対象となる児童	所得制限限度額未満 (児童手当)	所得制限限度額以上 (特例給付)	所得上限限度額以上												
3歳未満児童 一人につき	15,000円	5,000円	0円 (令和4年6月から)												
第3歳から小学生までの 第1子、第2子	10,000円														
3歳から小学生までの 第3子以降	15,000円														
中学生	10,000円														
<p>申込時期</p>	<p>随時（出生・転入の場合、誕生日・前市転出予定日の翌日から15日以内に請求してください。）</p>														
<p>必要書類</p>	<p>①児童手当認定請求書 ②印鑑（請求者が記載の場合は省略可） ③請求者名義の預金口座 ④その他（所得、養育の状況により必要書類が変わります。）</p>														
<p>支給方法</p>	<p>申請のあった月の翌月分からは、6月・10月・2月に、それぞれ前月分までを支給します</p>														
<p>定例の届</p>	<p>以下1～5に該当する方のみ、毎年6月中に現況届を提出する必要があります。</p> <ol style="list-style-type: none"> 離婚協議中で配偶者と別居、と申請した方（離婚協議中か離婚済みか、あるいは離婚協議を取りやめたかを茨木市で把握できていない方も対象です。） 配偶者からの暴力等により、住民票の住所地が実際の居住地と異なる方 支給要件児童の住民票がない方 法人である未成年後見人、施設・里親の受給者 その他 状況を確認する必要がある方 														
<p>備考</p>	<p>公務員の方は勤務先で請求してください。</p>														
<p>問合せ先</p>	<p>こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口</p>														

(2) 児童扶養手当

<p>制度概要</p>	<p>下記①から⑧のいずれかに該当する18歳到達後、最初の3月31日まで（一定の障害を持っている場合は20歳未満）の児童を監護している母、父、または父母にかわって児童を養育している方（児童と同居し、監護し、生計を維持している方）に支給されます。ただし、所得制限があります。</p> <p>なお、国内に住所がないときは対象になりません。国民年金（老齢福祉年金を除く）、厚生年金、恩給などの公的年金を受け取ることができるとき等は支給されない場合もあります。</p> <p>①母が婚姻を解消した児童 ②父または母が死亡した児童 ③父または母が一定の障害を持っている児童 ④父または母の生死が明らかでない児童 ⑤父または母から引き続き1年以上遺棄されている児童 ⑥父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ⑦母が未婚で出産した児童 ⑧裁判所からのDV保護命令を受けた児童</p> <p>【手当額】・・・令和4年4月改定額</p> <table border="1" data-bbox="255 858 1053 1023"> <thead> <tr> <th>対象児童数</th> <th>全部支給</th> <th>一部支給</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1人</td> <td>月額 43,070円</td> <td>月額 43,060円～10,160円</td> </tr> <tr> <td>2人</td> <td>月額 10,170円</td> <td>月額 10,160円～ 5,090円加算</td> </tr> <tr> <td>3人目以降</td> <td>月額 6,100円</td> <td>月額 6,090円～ 3,050円加算</td> </tr> </tbody> </table> <p>請求いただき、審査の結果、認定となった場合、請求した月の翌月分から支給されます。</p>	対象児童数	全部支給	一部支給	1人	月額 43,070円	月額 43,060円～10,160円	2人	月額 10,170円	月額 10,160円～ 5,090円加算	3人目以降	月額 6,100円	月額 6,090円～ 3,050円加算
対象児童数	全部支給	一部支給											
1人	月額 43,070円	月額 43,060円～10,160円											
2人	月額 10,170円	月額 10,160円～ 5,090円加算											
3人目以降	月額 6,100円	月額 6,090円～ 3,050円加算											
<p>必要書類</p>	<p>個々のご家族の状況に応じて必要な書類が異なりますので、申請に必要な書類については、こども政策課にご相談ください。</p>												
<p>支給方法</p>	<p>請求日の翌月分からを、毎年6回（1月、3月、5月、7月、9月、11月）に分けて、それぞれの前月分までを預金口座へ振込みます。</p>												
<p>定例の届</p>	<p>認定を受けられた場合、毎年8月中に現況届を提出する必要があります。</p>												
<p>問合せ先</p>	<p>こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口</p>												



(3) 特別児童扶養手当

制度概要	20歳未満で、政令で定める障害のある児童を監護している父もしくは母、または、父母に代わって児童を養育（児童と同居し、監護し、生計を同じくしていること）している方が受給できます。				
支給制限	<p>次のいずれかに該当するときは、手当は受給できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 手当を請求する人の前年の所得が一定金額以上あるとき、または、手当を請求する人と同居している配偶者及び扶養義務者の前年の所得が、一定金額以上あるとき ② 父、母、養育者または対象児童が日本国内に住所を有しないとき ③ 対象児童が児童福祉施設等（母子生活支援施設、保育所、通園施設は除く）に入所しているとき ④ 対象児童が障害を支給事由とする公的年金を受けるとき <p>【金額】障害児1人につき（月額）</p> <table border="1" data-bbox="367 786 893 869"> <tr> <td>1級</td> <td>月額 52,400円</td> </tr> <tr> <td>2級</td> <td>月額 34,900円</td> </tr> </table> <p style="text-align: right;">令和4年4月より</p>	1級	月額 52,400円	2級	月額 34,900円
1級	月額 52,400円				
2級	月額 34,900円				
支給方法	毎年、4月、8月、12月の3回に分け、預貯金口座に振り込まれます。				
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> ① 認定請求書 ② 診断書（指定様式） 身体障害者手帳・療育手帳を取得している人は省略できる場合があります。 ③ 請求者と対象児童の戸籍謄（抄）本 ④ 預金通帳（請求者名義のもの） ⑤ その他（所得、養育の状況により必要書類が変わります。） 				
問合せ先	障害福祉課【☎072-620-1636】 南館2階17番窓口				

(4) 生活保護制度

制度概要	<p>生活保護は最低限度の生活を保障するとともに、その自立を積極的に支援する制度です。生活保護を受けることができる方は、利用できる資産がなく家庭の収入だけでは最低生活を営むことができない等、一定の要件があります。</p> <p>相談には、本人または家族の方がお越しく下さい。地区の民生委員・児童委員にご相談いただく方法もあります。</p>
問合せ先	生活福祉課【☎072-620-1635】 南館2階18番窓口


(5) 生活困窮者への支援制度

制度概要	<p>働きたくても働けない、住むところがない、これからの生活に不安がある、など、まずはお困り事をなんでもお聞かせください。</p> <p>相談支援員と一緒に考え、解決へのお手伝いをします。ご家族などまわりの方からの相談でも受付いたします。</p>
問合せ先	<p>くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』</p> <p>【相談専用☎072-655-2752】</p> <p>南館2階16番窓口（福祉総合相談課内）</p>

(6) 学習・生活支援事業


制度概要	<p>ひとり親家庭、生活保護世帯、学校長推薦の子ども（中学生）たちに安心して学習できる場を提供し、自分の進路や目標に向け学習する力を身に付け、それぞれの夢の実現に向けてサポートする事業です。また、教師のOBや学生との関わりの中で、学生のお兄ちゃん、お姉ちゃんの様々な体験談を聴き、自分の夢や目標、進路を考えたりする場にもなります。さらに、参加する保護者の方からの進学費や奨学金等の相談を受け支援しています。</p>
場所	市内6ヶ所
問合せ先	<p>【ひとり親世帯】</p> <p>こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口</p> <p>【生活保護世帯】</p> <p>生活福祉課【☎072-620-1635】 南館2階18番窓口</p> <p>【生活困窮世帯】</p> <p>福祉総合相談課【☎072-655-2758】 南館2階16番窓口</p>

(7) 茨木市奨学金（高校等入学支度金）制度

制度概要	<p>高校等※に進学を希望している経済的に困りの人に奨学金を支給します。（返済不要）</p> <p>※高等学校、中等教育学校（後期課程に限る）、高等専門学校、特別支援学校（高等部に限る）、専修学校（修業年限が2年以上の高等課程に限る）又は各種学校（日本の高等教育課程に準ずる学校に限る）</p> <p>この制度には所得の審査があります。</p>
対象者	<p>下記①②の両方に該当する人が対象です。</p> <p>①2月1日時点で本人と保護者が茨木市にお住まいで、住民票が茨木市にある人</p> <p>②市民税非課税世帯である人（生活保護法の規定による生業扶助が行われる人や里親世帯は除く。）</p> <p>ただし、②に該当されない場合でも保護者の失業、離婚、死亡等により現在の収入が著しく減少し、来年度の市民税が非課税になる可能性がある場合等は、学務課にご相談ください。</p>
支給額	<p>令和5年度入学の場合（予定のため、変更となる場合があります。）</p> <p>第1子 100,000円</p> <p>第2子以降※ 180,000円</p> <p>※生年月日が平成12年4月2日から平成20年4月1日のきょうだい が同一世帯にいる場合、第2子の支給額を支給します。あてはまる人が 二人以上いる場合は、お一人は第1子の支給額になります。</p>
申請書類	<p>①申請書（申請時期に学務課窓口で配布、市ホームページからもダウンロード可）</p> <p>②合格通知書の写し（合格発表が3月以降の場合は提出の必要はありませんが、入学後に在学証明書等を提出いただくことがあります。）</p>
申請期間	<p>令和5年1月4日から令和5年3月31日</p> <p>※学務課窓口へ直接申請の場合は、土・日・祝除く。郵送で申請される場合は、3月末消印有効。</p>
問合せ先	<p>学務課【☎072-620-1684】 南館6階</p> 

※令和4年度の予定です。変更となる場合があります。

(8) 就学援助制度

<p>制度概要</p>	<p>経済的な理由により、子どもを小・中学校に通わせることが困難な人に、学用品費や給食費など学校生活に必要な費用の一部を援助します。</p> <p>援助の対象となる費目（学年あるいは小・中学校で支給対象費目が異なります。）</p> <p>①学用品費・通学用品費・宿泊を伴わない校外活動費、日本スポーツ振興センター掛金、学校給食費、宿泊を伴う校外活動費、修学旅行費、体育実技用具費（柔道着）、中学校入学準備金、学校病の治療費、卒業アルバム代</p> <p>※生活保護世帯は修学旅行費と学校病の治療費のみの援助となります。</p> <p>②小学校入学準備金</p> <p>①②のどちらも所得審査があります。</p>
<p>対象者</p>	<p>①茨木市立小・中学校に通っている子どもの保護者</p> <p>②小学校入学予定（新小学1年生）の子どもの保護者</p> <p>※①②のどちらも前年中の世帯全体の所得が認定基準額の範囲内である人が対象です。</p> <p>認定基準額は市ホームページで確認または学務課、子どもが通っている小・中学校にお問い合わせください。</p> <p>※基準額を超える場合でも保護者の失業、離婚、死亡等により、現在の収入が著しく減少している場合等は、お通りの小・中学校の就学援助事務担当者にご相談ください。</p>
<p>申請期間</p>	<p>① 令和4年4月8日から令和5年2月28日</p> <p>※申請された月からの援助となりますので、お早めに申請してください。</p> <p>②令和4年11月1日から令和5年2月28日（予定）</p> <p>※②の場合のみ、郵送可（あて先は学務課）。2月末消印有効。</p>
<p>申請先</p>	<p>①茨木市立小・中学校</p> <p>②学務課、またはきょうだいがお通りの茨木市立小学校</p>
<p>問合せ先</p>	<p>学務課【☎072-620-1684】 南館6階</p> 

(9) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度

制度概要	ひとり親家庭及び寡婦の経済的自立を図るため（子どもの修学や就学支度、母親・父親自身の技能習得や転宅など）に資金を貸し付ける制度です。貸付申請書を貸付窓口に提出する前に学校の入学金等を既に納入した場合など、貸付の対象となる支出や契約をしてしまうと貸付ができませんので必ず事前に貸付申請について、ひとり親自立支援員（→P1）にご相談ください。制度の詳細は、大阪府の「母子・父子・寡婦福祉資金貸付制度のしおり」をご覧ください。
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口

(10) 大阪府生活福祉資金（教育支援資金貸付のご案内）

制度概要	<p>「生活保護世帯」、府市町村民税が「非課税」などの低所得者世帯（生活保護基準額の1.8倍以内）を対象にし、学校教育法に規定する高校、短大、大学、高等専門学校に就学するのに必要な経費を無利子でお貸しする制度です。</p> <p>各種給付型奨学金や大阪府育英会、日本学生支援機構奨学金、母子・父子・寡婦福祉資金等の貸付制度を優先して活用していただきますが、それでもなお資金が不足している、すぐに活用できない場合に、それまでの「つなぎ」として貸付を行います。返済は卒業後に始まります。</p>
資金用途	<p>(1) 教育支援費 (2) 就学支度費〔入学時のみ〕 (3) 技能習得費【要相談】</p>
問合せ先	<p>茨木市社会福祉協議会【☎072-627-0033】 茨木市福祉文化会館4階</p>

(11) 他の奨学金貸付制度、減免制度

茨木市の奨学金制度や大阪府母子・父子・寡婦福祉資金以外に、修学に必要な資金の減免、貸付けとして以下の制度がありますので、在学している学校及び各担当部署にお問い合わせください。

◎大阪府育英会奨学金・大阪府育英会入学時増額奨学資金

向学心に富みながら、経済的理由により修学が困難な方に対し、高等学校の学資を貸与するとともに、高等学校、短期大学、大学、専修学校に入学する際に、必要な経費の支弁が困難な方に資金貸付を行っています。

- 問合せ先● 在籍する中学校・高校
(財)大阪府育英会【☎06-6357-6272】
【<http://www.fu-ikuei.or.jp>】

◎日本学生支援機構奨学金貸付

高等専門学校、短期大学、大学、大学院、専修学校等に在学する学生生徒を対象とし、向学心に富みながら経済的理由により修学が困難な者に奨学金貸付を行っています。

- 問合せ先● 在学する高校・大学・短期大学・専門学校
奨学金相談センター
【☎0570-666-301 (ナビダイヤル)】
【☎03-6743-6100】
【<http://www.jasso.go.jp/>】

◎日本政策金融公庫

「国の教育ローン」は、多くのみなさまにご利用いただいている安心のサポートです。

学校納付金(入学金、授業料など)、受験にかかった費用(受験料、交通費など)、自宅外通学に必要な住居費用(敷金、家賃など)、教科書代、パソコン購入費、学生の国民年金保険料など、今後一年間に必要となる費用がご融資の対象となります。

- 問合せ先● 日本政策金融公庫
【☎0570-008656 (ナビダイヤル)】
【<http://www.jtc.go.jp/>】

◎高等学校等就学支援金制度(国)、私立高等学校等授業料支援補助金制度(府)

大阪府内の私立全日制高等学校(中等教育学校後期課程含む)、高等専修学校に10月1日現在、在籍する生徒の学費負担者で大阪府内居住者が対象になります。

- 問合せ先● 通学先の高等学校 または
教育庁 私学課 高等学校等就学支援金担当
【☎06-6941-0351】

URL : <http://www.pref.osaka.jp/shigaku/shigakumushouka/index.html>

奨学金活用のご相談は「教育センター」へ

茨木市では、家庭の事情、経済的な理由で進学を断念する子どもたちが出ないように、大阪府育英会や日本学生支援機構を中心に、奨学金に関する情報を広く紹介すると共に、奨学金の相談窓口を開設してきました。

平成21年度から相談窓口を“教育センター”に一本化し、みなさまからの相談や電話による問い合わせに対応しております。

「奨学金を利用したいが、手続きがわからない」

「どんな奨学金があるのか」

「こんなケースでは、どんな奨学金が利用できるのか」

など、それぞれのケースに応じて専門の相談員が対応させていただきます。

もちろん、個人情報は厳守いたしますので気軽にご相談ください。

[奨学金相談]

- 開設場所 教育センター（クリエイトセンター内）
- 開設日 毎週月～木曜日（祝祭日は除く）
- 開設時間 午前10時～午後6時
- 問合せ先 電話 072-626-4400
- その他 まずはお電話でご連絡ください。



茨木市ゆめ実現支援事業
担当課：学校教育推進課

5 医療費助成

制度名	受給対象者	問合せ先
こども医療費助成	市内に居住し、健康保険に加入している18歳に達した日以後の最初の3月31日までの子ども。	こども政策課 南館3階 19番窓口 ☎072-620-1625
ひとり親家庭医療費助成	健康保険に加入している、ひとり親家庭（一定の障害のある父または母のいる家庭を含む）に属している18歳に達した日以後の最初の3月31日までの児童とその母・父又は養育者。ただし、所得制限があります。	
未熟児医療給付	入院治療が必要な未熟児に対して、その医療費を公費で負担します。 市内に居住し、指定養育医療機関の医師が入院治療を必要と認めた満1歳未満の乳児。世帯の所得税額に応じて自己負担金があります。	
重度障害者医療費助成	健康保険加入の重度の身体・知的・精神障害者及び中度の知的障害者で身体障害者手帳所持者及び特定医療費（指定難病）又は特定疾患医療受給者証所持者で障害年金（または、特別児童扶養手当）1級該当者。ただし、所得制限があります。	障害福祉課 南館2階 17番窓口 ☎072-620-1636
自立支援医療費（育成医療）の支給	治療を行うことにより身体上の障害が軽くなり、日常生活が容易にできるように医療が必要な児童（18歳未満） （医学的処置・薬剤または治療材料など健康保険法で対象としている医療費） ただし、所得制限があります。	

※こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、重度障害者医療費助成額は入院および通院にかかる保険診療医療費から一部自己負担金を除いた額。ただし、高額療養費、附加給付金を差し引いた額が対象です。

6 年金

国民年金は、資格を満たせば基礎年金が支給されます。基礎年金には、①老齢基礎年金、②遺族基礎年金、③障害基礎年金の3種類があります。これらの基礎年金の受給資格を満たすには、保険料の納付や免除等を受けた期間が必要です。資格に関する手続きもれにご注意ください。

(1) 被保険者の届出

こんなとき	厚生年金加入の扶養者の配偶者と死別や離婚等したとき
手続き	被保険者の種別変更（3号⇒1号） ※種別の変更に伴い、月額 16,590 円（令和 4 年度）の保険料の納付が必要となります。納付が困難な場合は、保険料の免除等の制度がありますので、ご相談ください。 ※国民年金 1 号被保険者で、平成 31 年 2 月以降に出産された方は、産前・産後の保険料免除の制度がありますので、ご相談ください。
手続き窓口	保険年金課【☎072-620-1632】本館 1 階 8 番窓口

(2) 3つの基礎年金

① 老齢基礎年金

次の①～④の期間等を合計して 10 年以上の期間があれば、原則として 65 歳から受給できます。

- ① 国民年金保険料を納めた期間（第 3 号被保険者期間を含む）
- ② 年金保険料の免除または猶予を受けた期間
- ③ 年金保険や共済組合等の加入期間
- ④ 20 歳から 60 歳になるまでの間で海外に居住していて、国民年金に加入しなかった期間等の合算対象期間

② 遺族基礎年金

次の①～④のいずれかに該当する方が亡くなったとき、亡くなった方によって生計を維持されていた「子のある配偶者」や「子」が受給できます。（子は年齢要件有り）なお、配偶者が受給する場合は子の加算があります。

- ① 国民年金の被保険者であること
- ② 国民年金の被保険者であった 60 歳以上 65 歳未満の方で、日本国に住んでいること
- ③ 資格期間が 25 年以上ある老齢基礎年金を受給していること
- ④ 老齢基礎年金の受給資格期間が 25 年以上あること

- * ①、②の場合、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料納付済期間または免除（猶予）期間があること。
- * 令和8年3月31日までに死亡した場合は、特例として、死亡日の前日において、死亡日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと。ただし、死亡日に65歳未満であること。

③ 障害基礎年金

病気やケガで障害の状態になったとき、次の①～③の全てに該当する場合、受給できます。

また、障害基礎年金を受ける方に生計を維持されている子（年齢要件有り）がいるときは、加算があります。（※平成26年12月から同一の子を対象とした子加算と児童扶養手当の受け取り方が変更なっています。詳しくはこども政策課にお問い合わせください。）

- ① 初診日（障害の原因となった病気・ケガについて医師または歯科医の診察を受けた日）において国民年金の被保険者である、または被保険者であった60歳以上65歳未満の方で日本国内に住んでいること
 - ② 初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの被保険者期間のうち3分の2以上の保険料納付済期間または免除（猶予）期間があること
 - ③ 障害認定日に、法令で定められている1級または2級の障害の状態であること
- * 令和8年3月31日までに初診日がある場合は、特例として、初診日の前日において初診日の属する月の前々月までの直近の1年間に保険料の滞納がないこと。ただし初診日に65歳未満であること。
 - * 20歳前の病気やケガで障害の状態となった場合は、③に該当すれば受給可（所得制限有り）。

(3) 年金分割制度


離婚した場合、お二人の婚姻期間中の厚生年金を分割して、それぞれ自分の年金とすることができます。離婚後2年以内に手続きを行っていただく必要がありますので、年金事務所までご相談ください。

●問合せ先●

- 国民年金・・・保険年金課年金係 【☎072-620-1632】
- 厚生年金・・・吹田年金事務所 【☎06-6821-2401】
- 共済年金・・・加入されている共済組合の事務所または勤務先

7 就労支援

(1) 自立支援教育訓練給付金事業

<p>事業概要</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、市が承認した教育訓練給付講座を受講し修了した場合に、受講に係る経費の 60% を支給します。(12,000 円以上 200,000 円以内。ただし、専門実践教育訓練講座は 12,000 円以上 1,600,000 円以内)</p> <p>雇用保険法による各種教育訓練給付の受給資格を有している方については、自立支援教育訓練給付金の支給決定額から、各種教育訓練給付金の額を差し引いた額となります。</p> 
<p>対象者</p>	<p>次の条件をすべて満たす方(※事前相談必須)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同程度の所得水準であること ・教育訓練を受けることが適職に就くために必要であること ・以前にこの給付金を受けていないこと
<p>支給までの流れ</p>	<ol style="list-style-type: none"> ① <u>受講する前に</u>ひとり親自立支援員に相談してください。 ② 「自立支援教育訓練給付受講対象講座承認申請書」を提出。 「教育訓練給付金支給要件回答書」(公共職業安定所で発行)を提出していただく場合があります。 ③ 教育訓練施設へ、受講費用を一旦全額支払い、受講開始。 ④ 受講修了後、「自立支援教育訓練給付金支給申請書」「対象講座承認通知書」「戸籍謄本等」「児童扶養手当証書の写し、又は、所得額等の証明書」「教育訓練施設が発行する修了書」「領収書」(各種教育訓練給付の受給資格を有している方については、)「教育訓練給付金支給決定通知書」を市こども政策課に提出。
<p>対象講座</p>	<p>雇用保険制度の教育訓練給付の指定教育講座</p>
<p>問合せ先</p>	<p>こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口</p>

(2) 高等職業訓練促進給付金等事業

<p>事業概要</p>	<p>母子家庭の母または父子家庭の父で、就職に有利な資格を取得するため1年以上（令和3年4月1日からの令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上）の養成機関で修業する場合に、修業期間のうち4年間を上限とする期間、生活の負担の軽減を図るため、高等職業訓練促進給付金を支給します。</p> <p>※訓練促進給付金の支給を受け、准看護師養成機関を修了する方が引き続き、看護師の資格を取得するために養成機関で修業する場合は、通算3年間を超えない範囲で支給します。</p> <table border="1" data-bbox="216 518 1030 975"> <thead> <tr> <th data-bbox="216 518 406 560"></th> <th data-bbox="406 518 860 560">対象区分</th> <th data-bbox="860 518 1030 560">支給額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="216 560 406 831" rowspan="3"> 高等職業訓練 促進給付金 </td> <td data-bbox="406 560 860 683"> ① 対象者及び同居世帯の方が、支給を請求する年度分の市民税が課されない方 (4月から7月に請求する場合は前年度分) </td> <td data-bbox="860 560 1030 683"> 月額 100,000円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 683 860 762"> ② ①以外の方 </td> <td data-bbox="860 683 1030 762"> 月額 70,500円 </td> </tr> <tr> <td colspan="2" data-bbox="406 762 1030 831"> ※最終学年の一年間のみ、4万円加算して支給します。 非課税（月額140,000円）、課税（月額110,500円） </td> </tr> <tr> <td data-bbox="216 831 406 975" rowspan="2"> 高等職業訓練修了支援給付金 </td> <td data-bbox="406 831 860 911"> ① 対象者及び同居世帯の方が、修了日の属する年度分の市民税が課されない方 </td> <td data-bbox="860 831 1030 911"> 50,000円 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="406 911 860 975"> ② ①以外の方 </td> <td data-bbox="860 911 1030 975"> 25,000円 </td> </tr> </tbody> </table>		対象区分	支給額	高等職業訓練 促進給付金	① 対象者及び同居世帯の方が、支給を請求する年度分の市民税が課されない方 (4月から7月に請求する場合は前年度分)	月額 100,000円	② ①以外の方	月額 70,500円	※最終学年の一年間のみ、4万円加算して支給します。 非課税（月額140,000円）、課税（月額110,500円）		高等職業訓練修了支援給付金	① 対象者及び同居世帯の方が、修了日の属する年度分の市民税が課されない方	50,000円	② ①以外の方	25,000円
	対象区分	支給額														
高等職業訓練 促進給付金	① 対象者及び同居世帯の方が、支給を請求する年度分の市民税が課されない方 (4月から7月に請求する場合は前年度分)	月額 100,000円														
	② ①以外の方	月額 70,500円														
	※最終学年の一年間のみ、4万円加算して支給します。 非課税（月額140,000円）、課税（月額110,500円）															
高等職業訓練修了支援給付金	① 対象者及び同居世帯の方が、修了日の属する年度分の市民税が課されない方	50,000円														
	② ①以外の方	25,000円														
<p>対象者</p>	<p>次の条件をすべて満たす方（※事前相談必須）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・児童扶養手当の支給を受けているか、または同程度の所得水準であること ・養成機関において1年以上（上限4年・令和3年4月1日からの令和5年3月31日までに修業を開始する場合には6か月以上）の課程を修業し、対象資格の取得が見込まれる方 ・就業または育児と修業の両立が困難であると認められる方 ・以前にこの給付金を受けていないこと 															
<p>対象資格</p>	<p>○看護師 ○准看護師 ○理学療法士 ○作業療法士 ○介護福祉士 ○保育士 ○歯科衛生士 ○美容師 ○社会福祉士 ○製菓衛生師 ○調理師 ※6か月以上の訓練を通常必要とする民間資格等の取得も対象</p>															
<p>問合せ先</p>	<p>こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口</p>															

(3) 就業支援講習会（大阪府母子家庭等就業・自立支援センター事業）

対象者	求職中の大阪府内（大阪市、堺市、豊中市を除く）在住のひとり親家庭の父または母、寡婦		
申込方法	<p>【WEB】ホームページの講座案内をご覧のうえ、メールフォームから申込</p> <p>【郵送】往復はがきに①～⑩を記入して投函</p> <p>①希望講座名②住所③氏名（ふりがな）④年齢⑤職業⑥電話番号（自宅・携帯）⑦受講動機⑧過去に当センターで受講した講座⑨Wi-Fi環境の有無⑩保育希望者は子の氏名・年齢</p>		
注意事項	①受付は開講2ヶ月前から。1講座につき1通 ②応募多数の場合は締切後抽選③各講座で就職セミナー必須 ④日程は変更になる場合あり⑤全講座保育あり（無料、2歳～小学校入学前）⑥車ででの来館はできません		
令和4年度講座詳細 URL： http://www.osakafu-boshiren.jp/			
講座内容	日時	場所・受講料	締切
登録販売者（7回）	6/4～7/16（土） 10:00～16:00	大阪府立母子・父子福祉センター 受講料：教材費込み 6,000円	5/6
介護職員実務者研修 （9回） ・金曜コース・土曜コース （受講資格要件あり）	【金曜コース】 6/10～8/26 【土曜コース】 6/11～8/27 ●金・土共通 開校式 5/28（土） 閉校式 10/1（土） 9:00～18:00	未来ケアカレッジ難波校 （開閉校式：大阪府立母子・父子福祉センター） 受講料：教材費込み 15,000円	4/28 （必着）
介護職員初任者研修 （17回）	7/30～12/17（土） 開校式 7/30（土） 閉校式 12/17（土） 10:00～17:00	未来ケアカレッジ布施校 （開閉校式：大阪府立母子・父子福祉センター） 受講料：教材費込み 10,000円	6/30
医師事務作業補助者 対策講座（8回）	8/6～9/24（土） 10:00～16:00	大阪府立母子・父子福祉センター 受講料：教材費込み 8,000円	7/6
介護福祉士（6回） （第35回試験申込者限定）	10/8～11/12（土） 10:00～16:00	大阪府立母子・父子福祉センター 受講料：教材費込み 5,000円	9/8
パソコン初級：ワード基礎 とエクセル3級（8回） （日曜日コース）	10/23～12/18（日） 11/13 休み 10:00～16:00	高槻市立総合市民交流センター 受講料：教材費込み 7,000円	9/23
日商簿記3級（11回）	11/19～2/4（土） 10:00～16:00	大阪府立母子・父子福祉センター 受講料：教材費込み 5,000円	10/19
パソコン初級：ワード基礎 とエクセル3級（8回） （木曜日コース）	12/1～1/26（木） 12/29 休み 10:00～16:00	大阪府立母子・父子福祉センター 受講料：教材費込み 7,000円	11/1
申込・問合せ先 大阪府立母子・父子福祉センター【☎06-6748-0263】			

(4) ひとり親自立支援プログラム策定事業

事業概要	就職や、転職を希望されている方に対し、ひとり親自立支援員が個別に面談を行ったうえで、相談者の状況やニーズに添った自立支援プログラムを作成し、ひとり親世帯の自立に向けた様々な支援を行います。
対象者	児童扶養手当受給者（生活保護世帯は除く）
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】南館3階19番窓口

(5) 児童扶養手当就労自立促進事業

事業概要	ハローワークの就職支援ナビゲーターが、茨木市と連携しながら、就職や転職のお手伝いをします。
対象者	児童扶養手当受給者（生活保護世帯は除く）
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】南館3階19番窓口

◎労働・就職など仕事に関する全般的な相談

○茨木市就職サポートセンター

茨木市役所本館7階 商工労政課内

*毎週火・水・木曜日（祝日・年末年始を除く） 10:00～16:00

毎月最終木曜日は 10:00～12:00

【☎072-620-1620】

○ローズWAM「仕事なんでも相談」

*毎月最終木曜日（祝日・年末年始を除く） 13:00～16:00

【☎072-620-9920】

○いのち・愛・ゆめセンター「お仕事じっくり相談会」（要予約）

【豊川】毎月第3水曜日【☎072-643-1470】 13:30～15:30

【沢良宜】毎月第1金曜日【☎072-635-7667】 13:30～15:30

【総持寺】毎月第4木曜日【☎072-626-5660】 13:30～15:30

8 住宅・施設

(1) 市営住宅入居者の募集

概要	市営住宅の募集は、定期的実施しているものではありません。 募集する場合は、広報いばらきに掲載し、お知らせいたしますので、ご確認ください。
問合せ先	建築課【☎072-620-1653】 南館4階

(2) 府営住宅入居者の募集

概要	ひとり親世帯及び母子世帯等に準じる状況にある世帯（準じる状況については大阪府各子ども家庭センター等の証明が必要）で20歳未満の児童を扶養している世帯は、府営住宅の総合募集（令和4年度は、4月、6月、8月、10月、12月、2月実施）において福祉世帯向け募集枠にお申し込みいただけます。なお、収入基準、家賃等は一般世帯向けと同じです。詳しくは下記にお問い合わせいただくか、申込用紙に添付されている案内をよく読んでください。 URL: http://www.osakafueijutaku.jp/
申込方法	郵送または電子申請（インターネット）
配布場所	市役所（南館4F 建築課、南館2F 生活福祉課） 各いのち・愛・ゆめセンター、三島情報プラザ
入居資格 審査	当選者には、入居資格を確認するために必要な書類を提出していただき、審査します。 （入居資格が確認できない方は、失格となります。）
問合せ先	高槻市内・茨木市内・摂津市内・島本町内の府営住宅に申込の方 株式会社東急コミュニティー 大阪府営住宅高槻管理センター 【☎072-685-1092】

(3) 「ひとり親家庭住宅支援資金」の貸付

概要	母子・父子自立支援プログラムの策定を受けて、自立に向けて意欲的に取り組んでいるひとり親の方に対し、家賃の支払いの貸付（無利子）を実施しています。
対象者	下記①～⑤の条件がすべて満たす方 ① 大阪府内（大阪市、堺市を除く）に住民登録をしている。 ② 児童扶養手当の支給を受けている（同等の所得水準を含む）方で、母子・父子自立支援プログラムの策定を受けている。 ③ 経済的援助を必要としている。 ④ 貸付けを受けた日から1年以内に「就職」又は「プログラム策定時より高い所得が見込まれる転職」をする意思がある。 ⑤ ④に定める就職又は転職後、1年間引き続き就業を継続する意思がある。
貸付額	入居している住宅の家賃の実費（無利子、月額上限4万円、最長12か月まで） ※他の支援制度（住居確保給付金など）の支援を受けている場合は、家賃額と他の支援制度による支援を受ける額の差額が貸付額の上限となります。
返還免除の要件	貸付けを受けた日から、1年以内に就職又はプログラム策定時より高い所得が見込まれる転職等をし、1年間引き続き就業を継続したときは、返還が免除されます。
問合せ先	社会福祉法人 大阪府母子寡婦福祉連合会 【☎06-6748-0263】

(4) 住居確保給付金（生活困窮者自立支援制度）

制度概要	生活困窮者への支援として、離職などにより住宅を失った方、または失うおそれの高い方に、就労に向けた活動することなどを条件に、一定期間（原則3ヶ月）家賃相当額（上限があります）を支給します。支給には複数の条件がありますので、まずはご相談ください。
問合せ先	くらしサポートセンター『あすてっぷ 茨木』 【相談専用☎072-655-2752】 南館2階16番窓口（福祉総合相談課内）

(5) 母子生活支援施設

概要	配偶者がいないかそれに準じた状況におかれた女性で 18 歳未満の子どもを養育しており、様々な事情のため子どもの養育が十分できない場合に子どもと一緒に入所できる児童福祉施設です。母子生活支援施設では、専門職員が母子の自立に向けての生活相談や子どもの指導を行っています。
対象者	配偶者のいない女子又はこれに準ずる事情にある女子とその者が監護すべき児童（18歳未満）
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口

(6) あんしん賃貸検索システム

概要	高齢者、低所得者、障がい者、外国人、子育て世帯の入居を拒まない賃貸住宅とその仲介を行う協力店、入居の支援を行う団体や相談の窓口等の情報発信を行う大阪府と Osaka あんしん住まい推進協議会が運営するサイトです。
問合せ先	大阪府 住宅まちづくり部 居住企画課 (Osaka あんしん住まい推進協議会事務局) 【☎06-6210-9707】 URL: http://osaka-anshin.com/


(7) ビレッジハウス

概要	抽選、礼金、保証人不要（保証会社加入で敷金不要）で、職業、年齢、国籍は問わず、手続きも簡単です。
問合せ先	ビレッジハウス【☎0120-830-415】 URL: https://www.villagehouse.jp/



9 その他の制度

(1) JR通勤定期乗車券の特別割引制度

制度概要	児童扶養手当の支給を受けている世帯の方が、JR通勤定期乗車券を購入する場合、証明書を添えて申し込むと3割引で購入できます。 ※塾・アルバイト等で、JR通勤定期乗車券を購入する場合も利用できます。（令和4年8月現在） ※学割など他の割引制度と併用はできません。	
必要書類	児童扶養手当の証書、顔写真（縦2.5cm×横2cm、6ヶ月以内に撮影したもの）	
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口	

(2) 日本万国博覧会記念公園内施設利用料の特別割引制度

制度概要	各種公的年金、児童扶養手当を受給している母子家庭の母、または、父子家庭の父、および18歳に達する日以後の最初の3月31日までの児童が日本万国博覧会記念公園内施設等を利用するときは、児童扶養手当証書をご提示いただくことで割引制度を利用できます。  【割引対象施設】 <ul style="list-style-type: none">・自然文化園・日本庭園・大阪日本民芸館 	
必要書類	各種公的年金または児童扶養手当の証書	
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口	

(3) 養育費確保等支援事業補助金

制度概要	<p>離婚後の児童扶養手当受給者等の確実な養育費の受け取りを支援するため、養育費の取り決めに係る公正証書等の作成費用や、養育費保証契約に係る保証料を補助します。</p> <p>【公正証書等作成費】 公証人手数料や、家庭裁判所の調停申立て、または裁判に要する収入印紙代等を補助（上限3万円）</p> <p>【養育費保証料補助】 保証会社との養育費保証契約締結に係る保証料を2年分（初年度は養育費1月分、翌年度は0.5月分）を補助（上限5万円、翌年度は上限2万5千円）</p>
対象者	児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にある市民
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口

(4) ひとり親家庭高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

制度概要	ひとり親家庭の学び直しを支援することで、より良い条件での就職や転職に向けた可能性を広げ、正規雇用を中心とした就業につなげていくため、高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講する場合に、その費用の一部を支給します。
支給額	<p>【受講開始給付金】・・・受講費用の50%に相当する額（上限20万円、4千円未満は不支給）</p> <p>【受講修了時給付金】・・・受講費用の30%に相当する額から、受講開始給付金の支給額を差し引いた額（受講開始・受講修了時給付金の合計が上限12万円、4千円未満は不支給）</p> <p>【合格時給付金】・・・受講費用の20%に相当する額（受講開始・受講修了・合格時給付金の合計が上限40万円）</p>
対象者	児童扶養手当の支給を受けている、または同等の所得水準にあるひとり親家庭の親または児童で、高等学校卒業認定試験に合格することが適職に就くために必要であると認められる者
問合せ先	こども政策課【☎072-620-1625】 南館3階19番窓口

(5) ファミリー・サポート・センター事業利用助成について

制度概要	<p>ファミリー・サポート・センター事業とは、地域において育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者が会員として登録し相互援助活動をする事業です。相互援助活動の利用にあたっては、依頼会員から援助会員へ謝礼金の支払いが必要になりますが、ひと月2万円を上限とし謝礼金の半額を助成します。</p> <p>申請には、登録が必要になり、児童扶養手当受給世帯などの条件があります。</p>
問合せ先	子育て支援課 育成係【☎072-620-1633】

(6) たばこ小売店の開業についての配慮

制度概要	<p>母子家庭の母や寡婦の方がたばこ小売販売業の許可申請を行う場合は、審査にあたり、距離基準及び取扱高基準を一般の基準の8割に緩和して適用します。</p> <p>申請にあたり、母子家庭等の証明書が必要です。</p>
問合せ先	近畿財務局理財第2課【☎06-6949-6368】

(7) 預金利子非課税制度、福祉定期預金制度

制度概要	<p>①預金利子非課税制度</p> <p>児童扶養手当、遺族基礎年金などを受けている母子家庭や寡婦の方は、母子家庭の母及び寡婦であることを確認できる書類を添えて金融機関へ申請すると、銀行・公債のそれぞれ元本350万円を限度として、利子が非課税となる場合があります。</p> <p>②福祉定期預金制度</p> <p>児童扶養手当を受給している父母などを対象に、期間1年の定期預金に限り、通常の定期預金の利息より有利な利息を受け取ることができます。（各金融機関により異なります。）</p>
問合せ先	各金融機関

(8) ひとり親控除・寡婦控除

生計を一にする子を有するひとり親の方で次の方は所得税や住民税のひとり親控除を、また寡婦のうち次の方は寡婦控除を受けられる場合があります。（年末の現況において下記の要件を満たす必要があります。）

- ◆ひとり親控除
所得税 350,000円
住民税 300,000円
婚姻をしていない方・・・次の②、③、④に該当する方
- ◆寡婦控除
所得税 270,000円
住民税 260,000円
離別の方・・・・・・・・・・次の①、③、④に該当する方
死別、生死不明の方・・・次の③、④に該当する方
※いずれもひとり親控除に該当しない方に限ります。

- ①扶養親族を有する方。
- ②生計を一にする子(総所得金額等が48万円以下)を有する方。
※その子が他の人の控除対象配偶者や扶養親族になっていない場合に限ります。
※住民税については、前年中の所得金額で判定
- ③合計所得金額が500万円以下の方。
- ④実上婚姻関係と同様の事情にあると認められる人がいない方。

問合せ先	給与所得のみの方： 給与の支払者 その他： <所得税> 茨木税務署【☎072-623-1131】 <住民税> 市民税課 【☎072-620-1614】
------	---

10 市民相談

相談内容	日時	ところ
相続、離婚等の 法律相談 (各日先着 16人)	毎週月・水・金曜日 13:00~17:00	<p>市民生活相談課 南館1F ☎072-620-1603</p> <p>予約開始日や予約方法等は最新の広報いばらきをご確認ください。</p>
日曜法律相談 (各日先着 7人)	毎月最終の日曜日 9:00~12:30	
交通事故法律相談 (各日先着 5人)	毎週火曜日 13:00~15:30	
国の仕事に関する 行政相談 (各日先着4人)	毎月第1・3木曜日 13:00~15:00	
行政書士相談 (各種書類の書き方) (各日先着5人)	毎月第1水曜日 9:30~12:00 相続、遺言、離婚協議書、許可申請等	
司法書士相談 (各日先着5人)	毎月第1・3・4水曜日 9:30~12:00 第1水曜日=登記、相続 第3・4水曜日=登記、相続 後見人、多重債務等	
土地家屋調査士相談 (各日先着5人)	毎月第3水曜日 9:30~12:00 土地の境界等	
宅地建物取引相談 (各日先着5人)	6月、7月、10月、11月 2月、3月 第3木曜日 9:30~12:00	
公証人相談 (各日先着5人)	4月、8月、12月 第1木曜日 9:30~12:00	
税務相談 (各日先着 5人)	毎月第2・4木曜日(2月・3月を除く) 13:00~16:00	
人権擁護委員による 人権相談	毎月第2・4木曜日 13:00~15:00 ※詳細のお問合せについては、人権・ 男女共生課へ ☎072-620-1640	
戸籍相談 (各日先着4人)	毎月第3木曜日 14:00~16:00 ※詳細のお問合せについては、 市民課へ ☎072-620-1621	

相談内容	日時	ところ
消費生活相談	毎週月～金曜日 9:00～16:30 第2・4土曜日 9:00～12:00	消費生活センター ☎072-624-1999
母子・父子・寡婦家庭 相談（離婚前も可）	月～金曜日 9:00～17:00	こども政策課 ☎072-620-1625
ひとり親のための 法律相談	毎月第4火曜日 13:00～16:00 実施日当月8:45から、こども政策課へ 電話等で予約 ☎072-620-1625	市民生活相談課 南館1F
子育て相談	月～金曜日 10:00～16:00	子育て支援総合センター こども相談室 ☎072-624-0961
メール相談	メール受付は随時。（メールアドレス） kosodate-soudan@city.ibaraki.lg.jp	
子育て相談	月・火・金曜日 10:00～16:00 （面接相談、オンラインは要予約）	子育てすこやかセンター 「ちゃお」☎072-663-1002
聴覚障害者生活相談	月～金曜日 9:00～17:00	障害福祉課 ☎072-620-1636 FAX072-627-1692
障害児相談 （18歳まで）	月～金曜日 9:00～17:00 （面談は要予約）	あけぼの学園 ☎072-626-0105
乳幼児発達療育相談	火～土曜日 9:00～17:00 （面談は要予約）	すくすく親子教室 ☎072-620-9833
心理相談(小・中学生)	月～金曜日 9:00～19:00（要予約）	教育センター ☎072-626-4400
発達相談(小・中学生)	月～金曜日 9:00～19:00（要予約）	
ことばの教室(就学前)	月～金曜日 9:00～19:00（要予約）	
電話教育相談	月～金曜日 8:45～17:00 ☎072-625-7830	
「いじめ」ホッと 電話相談	月～金曜 9:00～17:00 0120-147970（小・中学生対象） ☎072-627-5511（保護者対象）	
奨学金相談	月～木曜日 10:00～18:00	
不登校児童生徒支援室 「ふれあいルーム」	月～金曜日 8:45～17:00	
ひきこもり・ニート ・不登校等の相談 （概ね15～39歳まで）	月・火・木・金・土 10:00～18:00	子ども・若者自立支援 センター「くろす」 ☎072-646-5526

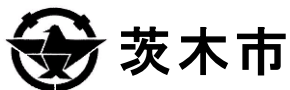
相談内容	日時	ところ
① 経営相談 ② 創業相談	①主に毎週月・火・金曜日 ②主に毎週月・金曜日 10:00～17:00（要予約）	商工労政課 ☎072-620-1620
仕事なんでも相談	毎週火・水・木曜日 10:00～16:00 ※毎月最終木曜日は 10:00～12:00	
女性面接相談 （要予約）	月～土曜日（火曜日除く） 10:00～16:00	男女共生センター ローズWAM ☎072-620-9920
女性電話相談		
男性のための 電話相談	毎月第3・4水曜日 18:30～21:30	
女性のはたらき方 相談（要予約）	偶数月 第2金曜日 奇数月 第2土曜日 9:30～12:30	
女性法律相談 （要予約）	毎月第3木・土曜日 9:30～12:30	
仕事なんでも相談	毎月最終木曜日 13:00～16:00	
DV相談	月～土曜日 9:00～17:00	配偶者暴力相談 支援センター ☎072-622-5757
人権相談	月～金曜日 9:00～17:00	人権・男女共生課 （人権センター） ☎072-622-6613
くらし設計相談 （要予約）	①第1金曜日（人権・男女共生課） ②第2金曜日（豊川あいセンター） ③第3金曜日（沢良宜あいセンター） ④第3土曜日（総持寺あいセンター）	①072-620-1640 ②072-643-1470 ③072-635-7667 ④072-626-5660
人権や生活上のさ まざまな相談	月～土曜日 9:00～17:00 ※夜間相談（17:00～）は要予約 詳しくは各いのち・愛・ゆめセンターまで	各いのち・愛・ゆめ センター 豊川＝☎643-1470 沢良宜＝☎635-7667 総持寺＝☎626-5660

※祝日、年末年始は除きます。

内容につきましては、各担当課へお問い合わせください。

× 毛

メ 毛



〒567-8505

茨木市駅前三丁目8番13号

こども育成部 こども政策課

072-620-1625 (直通)